

第 520 回 国立大学法人信州大学役員会 議事要録(案)

日 時 令和 3 年 2 月 17 日 (水) 11 時 25 分 ~ 11 時 30 分

場 所 本部管理棟 5 階 第一会議室

出席者 濱田学長 (議長), 平野, 武田, 中村, 川真田, 小宮山, 浜野 各理事
オブザーバー 徳井, 渡邊, 市川, 田中, 半田, 樋口 各副学長
北原, 原 各監事

議 題

1 テレワークの実施に伴う就業規則の改正等について

武田理事から, 資料 No. 1 に基づき, テレワークの実施に伴い, 以下の規則等を一部改正及び新規制定することについて説明があった。

- ・国立大学法人信州大学職員就業規則
- ・国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則
- ・国立大学法人信州大学シニア雇用職員就業規則
- ・国立大学法人信州大学特定教職員就業規則
- ・国立大学法人信州大学職員テレワーク実施規程 (新規制定)

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 原案のとおり, テレワークの実施に伴う就業規則の改正等について承認された。承認後, 本件は 3 月 29 日 (月) 開催の経営協議会に付議し, その審議内容及び承認をもって役員会においても承認されたものとする旨の発言があった。

2 信州大学外国語・外国事情担当教員規程の一部を改正する規程 (案) について

武田理事から, 資料 No. 2 に基づき, 外国語・外国事情担当教員について, 通算 10 年を超える契約について規定するとともに, 給与を年俸とすることに伴い, 規程を一部改正することについて説明があった。

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 信州大学外国語・外国事情担当教員規程の一部を改正する規程 (案) について, 原案のとおり承認された。

3 職員の兼業手続き見直しに伴う規程等改正について

武田理事から, 資料 No. 3 に基づき, 職員の兼業手続きを見直すことに伴い, 以下の規程等を一部改正することについて説明があった。

- ・国立大学法人信州大学職員兼業規程
- ・国立大学法人信州大学職員兼業許可等実施細則
- ・国立大学法人信州大学職員就業規則
- ・国立大学法人信州大学職員倫理規程
- ・国立大学法人信州大学役員兼業規程

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 職員の兼業手続き見直しに伴う規程等改正について, 原案のとおり承認された。

4 勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程の改正について

武田理事から, 資料 No. 4 に基づき, 医学部附属病院に勤務する医療技術職員及び看護職員について年度による年次休暇付与とすること及び職務専念義務の免除の要件を追加することに伴い, 以下の規程を一部改正することについて説明があった。

- ・国立大学法人信州大学職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程
- ・国立大学法人信州大学非常勤職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程
- ・国立大学法人信州大学シニア雇用職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程の改正について, 原案のとおり承認された。

5 職員の任免・給与関係規程の改正について

武田理事から、資料 No. 5 に基づき、総合健康安全センターに主任臨床心理士の役職を新設すること及び医学部附属病院に公認心理師の役職を新設することに伴い、以下の規程等を一部改正することについて説明があった。

- ・国立大学法人信州大学職員任免規程
- ・国立大学法人信州大学基本給決定細則。

続いて、議長からこのことについて諮られ、審議の結果、原案のとおり、職員の任免・給与関係規程の改正について承認された。承認後、本件は3月29日（月）開催の経営協議会に付議し、その審議内容及び承認をもって役員会においても承認されたものとする旨の発言があった。

次回開催予定：令和3年3月3日（水）
以 上